

令和 6 年度第 3 回

伊丹市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

伊丹市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和6年(2024年)8月26日(月)10時00分から12時00分まで

場 所：伊丹市役所 本庁1階 101会議室(月白)

出席委員：小島会長 渡辺副会長 石田委員 小川委員 中村委員 山田委員 中嶋委員
出島委員 岸田委員 間委員 中井委員 大河内委員

傍聴者：5名

事務局：須磨市民自治部長 森田市民自治部参事 米谷環境クリーンセンター所長
前田生活環境課長 大野環境クリーンセンター業務課長
松本環境クリーンセンター総務課長 村上環境クリーンセンター主幹

配布資料：会議次第、委員名簿、会場配置図

- 資料1 令和5年度施策実施報告
- ①一般廃棄物処理基本計画目標値と進捗状況
 - ②食品ロス削減協力店
 - ③てまえどり
 - ④フードドライブ
 - ⑤リユースの促進
 - ⑥水平リサイクルに関する協定を締結
 - ⑦食品ロス実態調査結果

資料2 伊丹市一般廃棄物処理基本計画後期期間のごみ減量に向けた施策について

(答申)(案)

(1) 開会

(2) 交代委員等紹介

(3) 議事

会長 本日の会議録の署名員につきまして、山田委員と間委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい

委員 はい

議題 1

資料 1 令和 5 年度施策実施報告について

(事務局より説明)

委 員

伊丹市のごみの進捗状況について

令和 5 年度の実績で、最終目標値をクリアできているので、どれも大変少ないと感じます。

燃やさないごみの最終処分量とは何かについて、具体的に教えていただけますか。

事務局

最終処分量について

燃やすごみの最終処分量は、燃やすごみを焼却した後に残る焼却灰で、燃やさないごみの最終処分量は、燃やさないごみを分けた後にリサイクル出来ずに残るもので、これらを合わせた量と理解していただければ結構かと思います。

会 長

資料 1 の全般で、委員の皆様ご意見等をお聞きしたいと思います。

委 員

計画期間の今後 4 年間について

令和 5 年度の実績で、令和 9 年度の目標を達成してしまっていることは、たいへん良いことですが、今後 4 年間で伊丹市としてどうしていくのでしょうか。

伊丹市の家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスについて

家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスの割合が、全国平均と比べてあまりにも少ないですが、算出方法に問題はありませんか。

事務局

計画期間の今後 4 年間について

コロナの影響で、家庭系、事業系共にごみの排出状況にも変化があり、コロナ期間中及びコロナ収束後において目標値を達成することは、難しいのではないかと危惧していましたが、なんとか目標値を達成することができました。今後の動向にも注視しながら令和 10 年度策定予定の次期計画に反映して参ります。

伊丹市の家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスについて

伊丹市が出している食品ロスの推計値は、環境省が発表している「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋手順書」に沿って行ったもので、計算方法に問題があるわけではありません。

会 長

伊丹市の家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスについての補足

伊丹市の食品ロス推計値は、伊丹市で行った組成調査結果を基に算出していますが、おそらく国が発表している数値については、全国各自治体から報告を受けた推計値を、さらに推計して算出したもので、少し計算方法に違いがありますし、組成調査自体を行っていない自治体もありますので、これは参考程度と考えてもらえば良いかなと思います。

委 員

民間事業者との連携と協力について

民間事業者との連携と協力について、また、市民の方が利用した際のトラブル対策について具体的に教えていただけますか。

事務局

民間事業者との連携と協力について

粗大ごみのインターネット申込受付の開始時期に合わせて、ごみとして棄てられてしまう物を少しでも減らすことに繋がたいとの思いから、粗大ごみインターネット申込受付ページでリユースの取組をしておられる民間事業者を市民の方に周知し利用してもらう事で、伊丹市のごみ減量に寄与していただく。そういう関係で、双方メリットがあると捉えております。

利用者間のトラブル時の責任に関して

利用者間のトラブル時の責任に関しましては、市ホームページにも明記していますが、トラブル時の相談はそれぞれの事業者へご相談を、という形になっています。協定を締結するにあたって、それぞれの事業者へ、過去のトラブル状況などについてもお尋ねしましたところ、どちらも過去に目立つトラブルは起こっていないとの回答でした。

事務局

民間事業者との連携と協力についての補足

特定の事業者さんを公である市が周知するということにつきましては、公平性等、危惧していたところではあるのですが、粗大ごみの申込み方法に利便性を持たせたことによって、粗大ごみの量も増えてくるのではないかという部分もございます。双方のバランスを考えまして、1社ではなく2社にご協力をお願いする事とし、全国的にも同じよう

な形で実施されている自治体がございますので、そちらも参考にさせていただきまして、リユースの促進を図ろうと実施させていただいた次第であります。

委 員

利用者間のトラブル時の対応に関して

着物や家財道具等のリユースを装って関係のない物まで持って帰ろうとするような業者がやって来て、トラブルに巻き込まれたなどの事例もあります。この2社については、伊丹市としてももう少し踏み込んだ関与の仕方が良いのではないのでしょうか。ご相談はコチラへというような形で、伊丹市が相談を承りますという形だと、市民の方も安心して、より利用しやすいのではないかと思います。ホームページにそういった記述はあるのですか。

事務局

利用者間のトラブル時の対応に関して

そのような記載はホームページにはありませんが、消費生活センターという部署がありますので、そこで、消費者保護の観点から、そういった情報提供や啓発活動してまいりたいと考えております。

委 員

利用者間のトラブル時の対応に関して

消費者保護という意味では当然ですけど、この2社については伊丹市が声を掛けて始めています。もう少し踏み込んだ関与のしかたがあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

昨年1年間の集大成でもございますので、少しずつコメントでも結構ですので、委員の方お一人ずつお言葉を頂戴したいと考えます。

委 員

食品ロス削減協力店に関して

食べきれなかった利用者への持ち帰りの対応という項目がありますが、持ち帰ったものを食べたことで、食中毒になった場合の責任や、その告知方法については、どのようなになっているのかという事についてお聞きいたします。

事務局

食中毒になった場合の責任について

こちらの項目については、主な取組となっております通り、どれかひとつ以上すでに実施されている店舗を協力店として登録させて頂いていますので、持ち帰り対応が必須項目という訳ではありません。持ち帰りによる食中毒などに関しては、時期的なものや材料などによる違いなども含め、すでに各店舗の基準で、対応されているものだと考えており、それぞれの判断にお任せし、お願いしているところであります。

委 員

「てまえどり」について

「てまえどり」を伊丹市さんと実施させていただいております。この取組に関しては、実際の効果を数字では表せないものなのですが、店舗側のイメージや肌で感じるものとしたしましては、今まで以上にお客様にご協力して頂いているような気がしておりますし、まだまだ続けていきたいと考えております。今後も何かお手伝いできる場所があれば、ご協力させてもらいたいと考えていますので、ご相談して頂ければと思います。

委 員

粗大ごみのインターネット受付について

当組合はごみの収集をさせて頂いている中で DX 化を推進しており、運行管理システムの実装や粗大ごみのインターネット受付等もさせていただいております。当初は、インターネットによる申し込みは、1 割から 2 割と予測しておりましたが実際には、電話による受付とほぼ半々くらいになっております。インターネット受付というものは、非常に便利なのですが、一方で粗大ごみを廃棄しやすくなるので、ごみの減量という観点からすると必ずしもプラスに作用しないのでは無いかと感じております。ごみ減量に繋がるようなご提案をいただければ、反映させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長

とても貴重なお話と思いますので、これも皆さんで検討していければと思います。

委 員

なんでもかんでもインターネットになっていく時代ですが、インターネットによる申し込みが困難な方や、通信機器の操作に不慣れな方も一定数存在すると思います。そういう方のためにも、今までのような電話で相談を受ける等、優しい行政であれば上手いくのでは無いかと思います。

委 員

「てまえどり」について

てまえどりの掲示があるお店では、手前からの意識が働きますが、掲示が無いお店だとどうしても奥から取ってしまいがちになるなあと感じました。

委 員

令和３年度から家庭系ごみ排出量が著しく減少した理由を教えてください。

事務局

本来であれば、一定の直線で推移しゆっくり減少していったものが、コロナ禍によりおうち時間が増えたなどの影響でこのような結果となったのでは無いかと考えております。また事業系ごみ排出量においても、同様の影響があったと考えております。

会 長

実は、コロナの期間とは緊急事態宣言などがあった令和２年から令和４年にかけてのことですが、コロナが終わった今も伊丹市だけではなく、全国的にごみは減り続けています。理由については、国や研究者も含めてまだ詳しい事は分かっていない状況です。

委 員

ごみが減っている理由が分からないとおっしゃいましたが、いつごろ辺りに分かる事なのでしょうか。

会 長

ごみが減っている現象が一過性である可能性も否定できないので、学術的に分析するにはデータの積み上げが必要になることから、あと２年から３年は掛かるのでは無いかと思います。

委 員

いわゆる都市部だけではなく、全体的にという事ですか。

会 長

おそらくそうだと思います。少なくとも私がお付き合いさせていただいている自治体では、すべて減っています。

- コロナ禍を経験して、ライフスタイルが変わった
- 物価の変動
- インバウンドの影響

など。複合的な要素が関係しているというのが有力な仮説ではありますが、今後は更に研究していくことになると思います。

委 員

民間事業者との連携と協力について

今回、民間事業者２社と連携したという事ですが、今後、同様の事業者が名乗りを上げた際は、審査して増やすということも考えているのでしょうか。

事務局

現時点で、さらに積極的に増やすといった考えはないですが、他の事業者とも連携するべきだという判断があれば検討するだろうと考えており、他自治体の情報なども参考にさせて頂きたいと考えています。

委 員

今回の民間事業者２社は、市が声を掛けたのですか。

事務局

この２社は、他市でも先行事例があり、一定の効果も確認できたため、詳細な話を伺った次第です。

議題２

資料２ 伊丹市一般廃棄物処理基本計画後期期間のごみ減量に向けた施策について（答申）（案）について

（事務局より説明）

会 長

答申（案）の１～３について、ご意見がありましたらお願いします。

会 長

特にございませんか。

続きまして４～７までで、ご意見がありましたらお願いします。

委 員

ペットボトルの水平リサイクルに関して

使用済ペットボトル全体ではなく、一部としていることの意味と一部とは全体のうちどれほどの割合かお聞きいたします。

事務局

一部の割合については、ペットボトルの廃棄量全体のおよそ2割に相当します。ペットボトルというのは、すでに容リ協を通じて計画的に処理していますが、その計画値より上回った分が、この一部という事になります。

会 長

少し補足させていただきます。容器包装の廃棄物については、日本容器包装リサイクル協会（容リ協）こちらに、自治体の方からあらかじめ受け渡す計画量を報告し、処理をしている。この計画量を超えた分を今回の水平リサイクルとして販売するという事です。

委 員

プラスチック新法への対応の検討に関して

「回収物の品質が良い」という表現ですが、私は事前に説明を受けたので理解できましたが、「高級な物」なのか「汚れの取り除かれた物」なのか、一般的には理解しにくい表現ではないかと思うので、もう少し分かりやすくした方が良いのではないのでしょうか。

会 長

プラスチック新法への対応の検討に関して

「回収物の品質」という意味が、一般的にわかりにくいと指摘がありましたので、表現をわかるような形で検討していただけないでしょうか。

委 員

委員の発言なので、委員に意見をお聞きしたいのですが。

会 長

委員「回収物の品質」について、説明お願いいたします。

委 員

品質のよいものが集まりやすい持ち寄り方式による収集方法の提案について、これはどういうことかといいますと、誰が出したか分からない袋での収集ですと、汚れたものを入れてもわからないので、汚れたものが増えます。しかし、持ち寄り方式ですと、ポストに入れる瞬間を他人が見ていますので、きれいなトレーやペットボトルあるいは、牛乳パックなどきれいな物が集まりやすい、持ち寄り方式による収集にすると品質が良くなるということです。

委 員

ごみ問題に詳しくない者としましては、品質が良いとは、高価なものみたいな感じで受けとめてしまう場合があります。今のご説明でしたら、人の目を気にすることによって、汚れなどが取り除かれ、再資源化しやすい状態になっているなどの表現のほうがいいと思います。品質が良いと言うとどうしても、すごくいいものみたいに思ってしまうことがありますので、具体的に書いていただいた方が一般的にわかりやすいと思います

事務局

もう少し一般的に分かりやすい表現を考えてみたいと思います。

委 員

リユース事業者との連携事業に関して

基本的にこれに関しては、インターネットを使える人しか参加が出来ないので、広報活動をするだけでは、無責任ではないかと感じるので、サポートを行うという形にしてはどうでしょうか。

会 長

インターネットにアクセスしにくい方へも、対応しますといった内容も入れていければと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

是非ともお願いいたします。

会 長

以上でよろしいでしょうか。

それでは、この度の審議会での審議事項については、以上で終了させていただきます。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年 月 日

署名委員

署名委員